

アレキサンダー・ベイン賞規程

2013. 03. 15

2021. 04. 16

2022. 03. 18

本規程は画像工学の学術の進展に対して卓越した業績のあった者、または産業界の発展に特別の功労がありその功績が顕著であった者へのアレキサンダー・ベイン賞の贈呈に関し規定する。本賞は学会40周年を機に創設されたものである。

第1章 総則

第1条 本会定款第4条に基づく画像工学に関する学術に関し卓越した業績のあった者、または産業界や本学会関連事業に関し特別の功績があった者に対し、本規程による表彰を行う。

第2条 本表彰の種類は、つぎのとおりとする。

イ. アレキサンダー・ベイン賞

第3条 本賞の受賞者を調査選定するため、本会に選定委員会を設け、委員長をおく。

第4条 本賞の受賞者は、選定委員会委員長の報告に基づき、理事会の決議により決定する。

第5条 本賞の贈呈は、翌年度の年次大会、或いは、翌年度の本学会総会で行う。

第6条 理事会の承認後受賞者には内定通知を出し、学会ホームページに受賞内定者を掲載する。

第7条 本賞の贈呈を行った時は、受賞者の氏名、業績の内容等を本会Webページ、会誌等に速やかに発表する。

第8条 本賞は、10年を超えて本学会会員である者を受賞対象とし、過去に本賞を受賞していない者のうちから、原則として毎年若干名以内を選定し贈呈する。

第9条 各年度に適切な該当者がいない場合は、該当者なしとする。

第10条 本賞として、賞状および記念メダルを贈呈する。

第2章 選定委員会

第11条 第3条による選定委員会の名称は、アレキサンダー・ベイン賞選定委員会（以下 本賞委員会）とする。

2. 本賞委員会はアレキサンダー・ベイン賞の一般推薦候補者の中から委員会推薦候補者を選定し理事会に諮ることができる。

3. 本賞委員会は、毎年10月に設置する。

第12条 本賞委員会委員長（以下 委員長）は、原則として学会前々会長とする。

2. 委員長は、委員会の会務を総理する。

第13条 本賞委員会は、委員長に加え、委員として副会長2名、総務理事2名、および名誉会員もしくは画像電子学会フェローメンバ若干名により組織する。

第14条 本賞委員会の委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第15条 選定委員会の選定手続については、別途委員長が定める。

2. 一般推薦の候補者推薦状の形式については、選定手続に規定する。

第16条 委員長は、前条の手続により委員会推薦候補の選定作業を終えた時は、その結果を会長に報告し理事会に答申する。

第17条 本賞委員会は、第4条の決議をもって解散する。

第18条 本賞実施事業の会計は本学会事業費とする。

第3章 補則

第19条 本規程、並びに第15条による選定手続の制定・変更には、理事会の承認を要する。

付則 この規程は平成24年度40周年記念事業の一環として適用を開始する。

アレキサンダー・ペイン賞選定手続き規程

本規程はアレキサンダー・ペイン賞の贈呈に関しアレキサンダー・ペイン賞選定委員会での選定手続きを規定する。

第1章 総則

第1条 アレキサンダー・ペイン賞選定委員会（以下「本賞委員会」）はアレキサンダー・ペイン賞の一般推薦候補者の中から委員会推薦候補者を選定し理事会に諮ることができる。

第2条 本賞委員会は、委員の同意を得て、委員以外の出席を認めることができる。

第3条 本賞委員会に幹事若干名をおくことができる。

2. 幹事は、委員のうちから委員長が選任する。

3. 幹事は、委員長の指揮をうけ、委員会の会務を処理する。

第4条 委員長が欠けたときは委員長の指名により委員の中から委員長代理をおくことができる。

第2章 選定委員会選定細則

第5条 アレキサンダー・ペイン賞の一般推薦の推薦状フォーム並びに推薦締め切り期日については期日前にフェローメンバーに周知する。

2. 推薦状にはフェローメンバー2名の推薦を必要とする。

3. 推荐状フォームは本規程別紙に掲げるものを使用する。

第6条 委員長を除く委員の中で2/3以上の賛成を得たものを委員会推薦候補者として理事会に諮ることができる。

第7条 各年度に適切な該当者がいない場合は、該当者なしとする。

第8条 賞の創設の精神に鑑み、本賞受賞者は本賞設定後10年間で10人程度を目安とする。

10人を超えた時点でその後の10年間についても同様の基準に従うものとする。

第3章 補則

第9条 この選定手続の制定・変更には、理事会の承認を要する。